

### ■制度改革による1人あたりの年間保険料負担の増減

- ・全国健康保険協会(協会けんぽ)→800円減
- ・健康保険組合→1000円減
- ・共済組合など→1100円減
- ・国民健康保険→300円減
- ・後期高齢者 →4000円増

(関係者への取材から。  
(2024年度ベースで試算)

## 高所得の75歳以上 医療保険料の上限引き上げ案

# 過去最大幅 年66万円→80万円

医療保険制度の見直しについて、厚生労働省が検討する改正案の内容が16日、わかった。75歳以上の高所得者の保険料上限を年66万円から80万円へと大幅に引き上げ、中所得者の保険料も増やす。これにより75歳以上の高齢者1人あたりの保険料は年4千円増え、一方、現役世代らの保険料負担は抑え、1人あたりで年100~300円下げる。来年の通常国会で関連法案を提出し、2024年度からの実施を目指す。

同省の制度見直し案は、現役世代の負担を和らげるため、年齢によらず支払い能力に応じた負担を求める考え方を前面に打ち出した。

75歳以上が入る後期高齢者医療の保険料上限額の引き上げ幅(14万円増)は過去最大となる。08年度の制度開始以降、「これまで段階的に引き上げられてきたが、一度の上げ幅は最大でも5万円だった。

負担が大幅に増えるのは年収が1千万円程度あるような高所得者。全体の1%程度とみられる。一方、年金のみで153万円以上の収入があるような中所得者の保険料も増やす。収入が低い人ほど増加幅は小さくなるが、負担増となるのは4割ほどに及ぶ。

こうした見直しを踏まえ、1人あたりの保険料を比べると、75歳以上では年4千円上がる。一方、制度別では、中小企業などの協会けんぽで年800円、大企業などの健保組合で1千円、フリーランスや無職などの国民健康保険では300円の引き下げとなる。

75歳以上の高齢者の保険料に関しては、新たに出産育児一時金の財源にも充てるようとする。政府は一時金を来年度から大幅に引き上げる方針を示している。

一方、現役世代間でも、65~74歳の前期高齢者の医療費を負担する納付金の算定方法に賃金に応じた仕組みを導入することで、高収入の大企業の会社員らの負担を増やす一方、中小企業の会社員などの負担を軽くして、格差是正を図る。

(村井隼人、石川泰輔)